

神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地の空洞化や商店街の衰退、さらには社会的ニーズの変化に対応し、地域と一体となったまちづくりを推進するため、市町村の商業振興ビジョン等に沿って、商店街団体等が行う地域活性化の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「商店街団体等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する商店街の事業協同組合
- (2) 前号に掲げる団体以外の法人化された商店街連合会
- (3) 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
- (4) 前1号から3号に掲げる商店街団体以外の商店街団体、商業者を中心としたグループ及び商店街団体と連携する特定非営利活動法人（NPO）のうち知事が認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、商店街団体等が行う、まちづくりに資する次の事業及びそれに付帯する事業とする。

- (1) にぎわいづくりへの支援
 - ア まちのにぎわいを演出する交流拠点づくりのための事業
 - イ まちの回遊性を高めるシステムづくりのための事業
 - ウ 地域資源を活用したまちの特色づくりのための事業
- (2) 地域課題解決への支援
 - ア 環境の整備・保全又は資源の再利用の促進を図るための事業
 - イ 高齢者や障害者が利用しやすいまちづくり推進のための事業
 - ウ 安全安心なまちづくり推進のための事業
 - エ 子育て世帯にやさしいまちづくり推進のための事業
- (3) 地域連携の創出強化への支援
 - ア 地域団体との連携による商店街コミュニティ機能強化のための事業
- (4) その他の支援
 - ア 複数商店街の活性化のための広域的な事業
 - イ その他商業流通課長が認める商店街団体等が中心となる地域活性化のための事業
 - ウ 平成22年度までに決定されている空き店舗有効活用支援事業及びチャレンジショップ支援事業の継続分

2 前項に掲げる補助対象事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものにあつては、補助の対象としない。

- (1) 補助対象事業費の総額が、100万円未満の事業
- (2) 神奈川県以外の区域外に設置する施設を整備する事業
- (3) 法令規則条例等に抵触する施設を整備する事業
- (4) この補助金の交付決定以前に契約している事業
- (5) 国の補助金の対象となった事業
- (6) 県における当該補助金以外の補助金等の対象となった事業
- (7) 施設の整備のみに関する事業及び空き店舗への出店のみに関する事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、前条の事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

専門家謝金、専門家旅費交通費、会議費（食糧費については、コーヒー代程度とする。）会場借料、借損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、什器備品費、賃金、雑役務費等の事務経費、委託費、施設整備関係費、家賃、商品開発・販路開拓にかかる経費、改装費、資料作成・購入費、材料費、集計・分析費、ソフト開発費、商標権等取得経費

(補助率及び補助額)

第5条 第3条の補助対象事業に対する補助率は、3分の1以内とする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 県が交付する補助金の額は、同一の補助対象事業に対して市町村が交付する支援額を超えないものとする。

3 補助金の限度額は、補助対象事業あたり単年度で1,000万円とする。また補助対象事業が複数年度にわたる場合には、補助金の限度額は、3年度の合計で2,000万円とする。

(事業選定及び交付申請)

第6条 補助対象事業の選定及び交付申請までの手続きは、次のとおりとする。

- (1) 商店街団体等は、別に定める期間までに、知事に事業計画書（様式1）を提出する。
- (2) 知事は、事業計画書を受理したのち、市町村長に事業に関する意見を照会し、市町村長の意見を踏まえ、別に定める地域商業まちづくり総合支援事業選考会（以下、選考会という。）を開催する。
- (3) 知事は、選考会の評価をもとに補助対象事業を選定する。
- (4) 知事は、選定した事業について、予算の範囲内において補助申請可能額を決定し、商店街団体等に対して神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業選考結果通知書（様式2）により内示する。
- (5) 商店街団体等は、内示に基づき、知事に対し、神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金交付申請書（様式3）により交付申請を行う。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項第5号の補助金の交付申請に当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付条件等）

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容又は補助対象事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、事業計画の軽微な変更についてはこの限りでない。なお軽微な変更の範囲については、神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金交付決定通知書（様式4）の定めるところによる。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは、完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めるところに従わなければならない。

2 前項の補助金の交付を受けようとする商店街団体等は、専門家による指導助言を受けることができる。

（交付決定通知）

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金交付決定通知書により行うものとする。

2 知事は、前項による交付決定を行うに当たって、第6条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについて、審査の上、適当と認められた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨を条件に付すものとする。

（変更の承認）

第9条 第7条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助事業変更承認申請書（様式5）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条

件を付すことができる。

(中止又は廃止の承認)

第10条 第7条第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式6)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(遅延等の報告)

第11条 第7条第3号の規定に基づく知事の指示を受けようとする場合は、補助事業遅延等報告書(様式7)を知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日以内とする。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日(第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日)から30日を経過した日又は翌年度4月20日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式8)により知事に提出しなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(様式9)により、速やかに知事に対して報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

(財産の管理及び処分)

第16条 補助事業者は、当該補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を整え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、他の物件と交換し、担保に供し、貸し付け、改造し、設置場所を移転し、使用を中止し、又

は運営を他人に委託する（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（様式 10）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、5年（不動産及びその従物である場合には、10年）を経過した財産を処分する場合は、この限りでない。

- 3 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（書類の整備）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

- 3 補助事業者は、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該書類を引き継がなければならない。

（届出事項）

第18条 補助事業者は、第17条第2項に規定する期間内に次の各号のいずれかに該当するときは、文書をもってその旨を速やかに知事に届け出るものとする。

- (1) 事務所の移転又は商店街団体等の名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 当該商店街団体等が合併又は解散したとき。
- (3) 補助の対象となった施設（以下「補助対象施設」という。）が使用できなくなったとき。

（調査）

第19条 知事は、第17条第2項に規定する期間内において、補助事業者の経理及び事業の運営並びに補助対象施設について、随時調査することができる。

（細目）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

（神奈川県商店街まちづくり推進モデル事業費補助金交付要綱の廃止）

- 2 神奈川県商店街まちづくり推進モデル事業費補助金交付要綱は廃止する。

（神奈川県商店街施設整備事業費補助金交付要綱の廃止）

- 3 神奈川県商店街施設整備事業費補助金交付要綱は廃止する。

（神奈川県空き店舗有効活用支援事業費補助金交付要綱の廃止）

- 4 神奈川県空き店舗有効活用支援事業費補助金交付要綱は廃止する。

（神奈川県チャレンジショップ支援事業費補助金交付要綱の廃止）

- 5 神奈川県チャレンジショップ支援事業費補助金交付要綱は廃止する。
(神奈川県商店街競争力強化支援事業費補助金交付要綱の廃止)
- 6 神奈川県商店街競争力強化支援事業費補助金交付要綱は廃止する。
(経過措置)
- 7 この要綱の施行前に空き店舗有効活用支援事業費補助金交付要綱の規定によって補助金の交付決定を受けた者の継続事業に関するものはなお従前の規定による。
- 8 この要綱の施行前にチャレンジショップ支援事業費補助金交付要綱の規定によって認定された事業者についてはなお従前の規定による。

(様式1)

平成 年度神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業計画書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者
所在地

名 称

印

神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、事業計画書を提出します

記 注)本申請書は必ず電子データで作成のこと。

1. 事業名及び実施地について

事業名(目的、内容がわかるよう簡潔に記載すること)

--

事業実施地(地図を添付すること。下記には事業の実施地名称ををわかりやすく記載すること。)

--

2. 補助事業申請者について(名簿、組織図を添付すること。)

事業実施者名称	
事業所等住所	
代表者氏名(役職・氏名)	
電話番号	
ファクシミリ番号	

担当者連絡先(事業実施の担当者に関する事項を記載すること)

所 属	
(フリガナ) 氏 名	
連絡先(電話番号)	
連絡先(ファクシミリ番号)	
連絡先(メールアドレス)	

3. 今期実施する事業計画内容について

(1)現在の状況(地域の概況、現在の状況、クリアすべき課題、など事業実施の必要性に着目して記載すること)

--

(2)事業内容(課題解決の手段、手法、運営体制などについて記入すること。)

--

(3)効果(効果を数値化できるものについては、数値目標もあわせて記入すること)

--

(4)今後の展望(事業実施に際しての意欲、補助期間終了後の運営など中長期的な将来へのビジョンに着目して記載すること)

--

(5)補助事業に係る許可等の状況について(道路占用許可、建築確認通知、建築許可など)

--

4. 過年度事業の評価について(継続事業に使用)

事業概要(実施した内容を簡潔に記載)

--

事業実施の手段手法()

--

事業実施の効果

--

今後の展望

--

5. 物件について

※下記表に記入しきれない場合、または他に別件を説明するのに必要な項目がある際は、適宜対応すること

物件(施設)の状況

項目	内容
施設の種類	
内 容	
数 量	
単価(円)	
価格(円)	
型 式	
性能又は寸度	
製造業者	
購入先	
設置場所	
様式の概要	
面積(m ²)	
建築業者	

物件(空き店舗)の状況

項目	内容
所在地及び面積	
所有者の住所及び氏名	
月額賃借料	
空き店舗面積	
賃借開始年月日	
賃貸満了年月日	
事業実施図(位置図、設計図)	
賃借の状況がわかる写真	

※転貸しは下記についても記載のこと

転貸人の住所及び氏名	
転貸し人が負担した月額賃借料	
賃借開始年月日	
賃貸満了年月日	

(様式2)

神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業選考結果通知書

第 号
平成 年 月 日

様

神奈川県商工労働局産業部商業流通課長

平成 年 月 日付で、貴団体からご提出をいただいた事業計画書について下記のとおり結果を通知いたします。

採択とされた事業につきましては、交付申請可能額はつきのとおりですので、速やかに、補助金交付申請の手続きを行ってください。なお、選考に際し開催した選考会から付記意見がある場合には、これらの内容を十分踏まえ、事業を実施されますようお願いいたします。

事業名 「 _____ 」

選考結果 _____ 採択 ・ 不採択

交付申請可能額 _____ 金 _____ 円

選考会付記意見

問い合わせ先

電話

ファクシミリ

メールアドレス

(様式3)

平成 年度神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

団体名

代表者名

印

平成 年度神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業についての補助金の交付を受けた
いので、関係書類を添えて申請します。また、神奈川県の支払を下記の口座に振り込んで
下さい。

- 1 補助事業の内容
別添のとおり
- 2 補助事業等の着手及び完了の予定期日
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 交付申請額
金 円
- 4 交付申請額算出方法
別添のとおり
- 5 補助事業の経費配分及び経費の使用方法
別添のとおり
- 6 添付書類
(1) 補助金交付申請額及び資金調達予定内訳 (様式3-2)
(2) 事業計画書 (様式3-3)
- 7 補助金受入口座

金融機関名、本支店名	
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

(様式4)

平成 年度 神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 印

平成 年 月 日付けで申請がありました、平成 年度 神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のありました地域商業まちづくり総合支援事業とし、その内容及び補助事業経費の配分は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合は、補助事業変更承認申請書（様式5）により知事の承認を受けなければなりません。
ここで規定する軽微な変更とは、次のものです。
ア 事業ごとの補助額のうちいずれか小さい方の20%以内の変更
イ 事業計画の細部の変更
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式6）により知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助事業遅延等報告書（様式7）により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。
ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
イ 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき

(様式5)

平成 年度神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金
に係る補助事業変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年度神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

変更交付申請額	円
既交付決定額	円
今回変更(増△減)申請額	円

1. 添付書類

補助事業計画の変更の内容

2. 補助金受入口座名

金融機関 店名	
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

(様式6)

平成 年度神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金
に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付けにより交付決定を受けた神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、補助事業の中止（廃止）承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1. 中止（廃止）の内容

事業内容

事業内容	中止（廃止）前	中止（廃止）後

2. 中止（廃止）の理由

3. 中止の期間

担当者名

TEL
FAX

(様式7)

平成 年度神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金に係る
補助事業遅延等報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

団体名

[フリガナ] []

代表者名

電話番号 () -

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記補助事業について次のとおり事故があったので、神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 事故の理由を立証する書類を添付してください。

(様式8)

平成 年度神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書

第 号
年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年度における標記補助事業を完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

区 分	金 額	備 考
A 補助事業に要した経費	円	
B 補助金受入額	円	
C 補助金所要額	円	
D 差引額 (B-C)	円	
E 自己負担額 (A-C)	円	

(添付書類)

- (1) 補助金確定額及び資金調達内訳
- (2) 事業報告書

(様式9)

平成 年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

団体名

[フリガナ] []

代表者名 印

電話番号 () -

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | | |
|----------------------------|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無 (どちらかを選択) | 有 | ・ 無 |
| (2で「無」を選択の場合は以下不要) | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法 (どちらかを選択) | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| (3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要) | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額 (5から4の額を差し引いた額) | 金 | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳及び消費税及び地方消費税の申告書の写し等の額を証明する書類を添付してください。また補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

(様式 10)

平成 年度神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金に係る
取得財産等の処分承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

団体名

[フリガナ] []

代表者名 印

電話番号 () -

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助事業に関し、
補助事業により取得した財産等を次のとおり処分したいので、神奈川県地域商業まちづく
り総合支援事業費補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき承認の申請をします。

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由